

■指定管理者が申請する場合

2025/4/25

地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合、充電設備設置完了後から保有義務期間(5年)以上の委託契約期間である必要があります。
申請者は、地方公共団体との契約期間が記載された書類をもとに、オンライン申請システムの「状況等報告」にてデータの入力およびアップロードが必要です。

〇〇市〇〇施設指定管理者基本協定書

〇〇市(以下「甲」という。)×株式会社(以下「乙」という。)×は、〇〇施設の管理及び運営について以下の通り合意したので、〇〇市の指定管理者の手続等に関する条例(平成〇〇年条例第〇号。以下「条例」という。)第〇条の規定に基づき基本協定を締結する。

④

施設名称: 〇〇施設

(目的)

第1条

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条

(協定期間)

⑤

第3条 この基本協定の協定期間は、指定期間と同一であり、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

③

令和×年×月×日

①

甲

〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇市
市長 〇〇 〇〇

②

乙

〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
××株式会社
代表取締役 ×× ××

【記載の必須項目】

① 地方公共団体

- ・充電設備を管轄する地方公共団体名称の記載(押印必須)

② 指定管理者

- ・申請者名の記載

③ 作成日: 契約日

- ・契約書の作成日および2者間で契約した日付の記載

④ 設置場所名称

- ・申請で入力した設置場所名称の記載(略称不可)

⑤ 契約期間

- ・契約期間の記載(5年以上※)

※委託契約期間が保有義務期間(5年)未満の場合、充電設備の保有義務期間(5年)以上の維持、運用することを証する書類を合わせて提出することが必要です。